

会 議 録

会議の名称	第5期 第5回 小金井市地域自立支援協議会 全体会
事務局	福祉保健部 自立生活支援課、小金井市障害者地域自立生活支援センター
開催日時	平成29年5月19日（金） 午後5時00分から午後7時00分
開催場所	小金井市 市民会館 萌え木ホール A会議室
出席者	<p>【委員】 高橋 智委員（会長）、矢野 典嗣委員（副会長）、荒井 康善委員 赤濱 高之委員、緒方 澄子委員、小幡 美穂委員、川久保 敦子委員 小松 淳委員、田畑 裕委員、名取 知子委員、馬場 利明委員 久野 紀子委員、平田 勇治委員、福原 昌代委員、ボーバル 聡美委員 室岡 利明委員、森田 史雄委員、渡邊 孝之委員</p> <p>【事務局】 自立生活支援課長 自立生活支援課障害福祉係長 自立生活支援課相談支援係長 自立生活支援課障害福祉係主査 自立生活支援課障害福祉係主査 自立生活支援課障害福祉係主任 小金井市障害者地域自立生活支援センター</p>
会議内容	第5期 第5回 小金井市地域自立支援協議会 全体会のとおり

第5期 第5回 小金井市地域自立支援協議会 全体会 会議録

(司会)

第5回、小金井市地域自立支援協議会を開催いたします。
まず配付資料の確認を事務局からお願いします。

(事務局)

資料1番、各部会報告資料

資料2番、前回の合同部会の議事録

資料3番、東京都障害者差別解消条例の資料

資料4番、障害者週間12月9日午前中にシンポジウムを行った場合のイメージ案

資料5番、小金井市差別解消条例の意見交換会のまとめ

資料6番、事務局より小金井市差別解消条例の素案

資料7番、矢野委員から出されました小金井市差別解消条例の修正案

資料8番、欠番です。

資料9番、地域生活支援拠点の国の資料

資料10番、障害者計画の過去の資料

資料11番、障害福祉計画の過去の資料

資料12番、次期障害福祉計画の国の資料

資料13番、次期障害者計画障害福祉計画のアンケートのまとめ資料

資料14番、矢野委員提案資料のアンケート調査報告書から考察

資料15番、平成29年度地域自立支援協議会開催予定。

資料は以上です。

1 各部会から報告(資料1)

(1) 相談支援部会

来年度の検討事項として、地域生活支援拠点についてあり方を考えていく。その手始めとして、7月の4日5日6日辺りで専門家の先生をお招きし、勉強会を兼ねた講演会を検討しています。

(2) 生涯発達支援部会

予定していた報告者が欠席だったので、条例についての検討を行った。内容は、3月の全体会のときに、少し報告したのでここでは割愛します。

(3) 生活支援部会

基本は、条例についての意見交換をし、福祉計画を見直していく時の作業について少し話をした。今日また具体的な資料が出てきたので、それについてどうしていくかはこれから考えていかなければいけない課題かなと思っています。

2 事務局からの報告事項（障害者差別解消法施行に伴う情報提供を含む）
（事務局）

(1) 東京都障害者差別解消条例（資料3）

3月23日に東京都が、各区市町村の説明会のときに示された資料だが、概要であり、具体的に書かれてはいません。東京都からいただいたものが、この1ページしかございませんので、こちらをお出ししました。

(2) 今年の障害者週間におけるシンポジウム（資料4）
イメージ案として提示しました。

(3) 小金井市差別解消条例について（資料5～7）

資料5は、3月に行った意見交換会のまとめの部分を修正し、概要として載せたものです。

資料6は、3月の合同部会を受け、事務局としてまとめた差別解消条例案です。

資料7は、矢野委員からの事務局案を修正した差別解消条例です。

今後は、資料の6と7を基本として事務局として取りまとめるため、自立支援協議会でご確認いただきたいと思えます。

（司会）

資料3につきまして何かございますか？これを見ると、東京都は今年の冬ごろ条例案を出すというようなことが書いてあるだけですが、小金井市条例との整合性を含めて、議論をする必要があると思えます。

（事務局）

具体的な策定期間が小金井市の方がやや先行してという形になりますので何をどう盛り込むかというところが課題かなというふうに思っております。また、差別の禁止合理的配慮の提供にとどまらず、普及啓発とかそういったところに力を入れていくのを見てとれるかなというところです。

（司会）

ありがとうございます。そのあたりが少しポイントになるかなと思いますので、この後の小金井市条例の検討時は、そういう視点で見ただけであればと思います。

(事務局)

資料4につきまして、今年も昨年と同様に、障害者週間記念イベントの12月9日に自立支援協議会と実行委員会共催でシンポジウムを開催する予定です。小金井市条例が施行される時期に当たりますので、そのご紹介と、当事者の方々からさらにご意見いただくことを事務局で考えました。

資料5からですが、市民意見交換会で出てきた意見につきまして、資料5の1をはじめとした内容に目を通していただければと思います。

この後、差別解消条例につきまして、これらの事をもとに作成した事務局案、それを修正した矢野委員修正案が提示されていますので、修正部分をご紹介いただきたいと思います。

(委員)

資料6と7を見比べながら、黄色く塗りつぶしてあるところが、違っているところになります。

タイトルの表記としては会長の意見も含めて、「障がいのある人もない人も共に学び、共に生きる社会を目指す」というのはひらがな文字表記にし、小金井市条例というタイトルでどうだろうかということで修正をさせていただいてます。

また、障がいの害を基本的にひらがな表記にしたらどうかという意見でひらがな表記にしています。何カ所かの漢字表記をしているのは、条例文を法文にのっとった表記としている部分です。

あと第2条第1項のところに、内部疾患の方が表記されてなかったので内部疾患、難治性疾患というのを括弧に入れて追加をしております。

「てにをは」ではないですけれども、文字の修正はそのまま色を変えて入っています。第6条の差別の禁止のところに第2項と3項のところを付け加えました。差別と偏見、無関心が障がい者の虐待引き起こす要因のひとつとも考えられる一文を盛り込んだ方がということです。

基本的に事務局の素案をもとにして、生活支援部会の条文を全部入れようというところはしないような形で修正を入れています。

あと馬場委員から申し入れがありました、第10条のところで申し立ての部分で、書式に則っているのがあるわけですがけれども、視覚障がいや聴覚障がいの方たちを考えると様式だけを用意しておいても申請申し立てができないであろ

うから、そういう障がいに応じた申し立ての様式をちゃんときちっと決めておく必要があるだろうというところです。

あとは事務局の提案で妥協せざるを得ないかなという個人的な意見です。やっぱり定期的にこの条例が市民のものになっているかの見直しをしていくということが大事だし、障がい者の問題が市民の問題として働きかけができるというのも大事なことだと思います。その辺が盛り込まれているのでいいかなというのと、意見交換会ではやはり教育がとても大事だということでも出されていますので、学校教育の中で、障がい理解というのを進めていくのは教育委員会と話を詰めていただくことが重要かと思っていますところなんです。

(司会)

4月に事務局提案を含めて2回、詳しい議論をしました。その後自立支援協議会、意見交換会アンケート等を踏まえながら修正案を作成しました。これをパブコメに持っていく形で、進めていこうと思っていますので、内容につきましてはこの場で、字句等の修正も含めてご意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか？

(委員)

すみません、東京都の条例が定められた時にこの小金井市条例は修正をされていくのでしょうか？

(事務局)

資料7の矢野委員の資料、最後のページにございますが、「市長は技術の進展、社会情勢の変化等、障がい者に係る法制度の動向を勘案し、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」

となっており、状況が変われば、修正しますというふうに読んでいただければというところです。

(司会)

少なからずの変更があった場合には、修正作業なども行っていくということで、この項目が入っております。

(委員)

この条例に期待するのは、市民とか障がい者団体もそうですけれども、この条例ができたことで差別が少しでも減っていくということですからけれども、新聞報道にもあるように差別解消法ができて変わらぬという意見もでていま

す。

この条例に期待する方も多いのですが、現在の事務局案ですと具体的な施策が何一つ書かれていなく、第4条に「障害を理由とする差別の解消」について「必要な施策を策定し」、「これを実施しなければならない」ということだけで、一体、差別解消のために小金井市は何をしてくれるのかなということが全く見えません。果たしてこういう条例でいいのかなっていうところがあります。市長は小金井らしい条例を作りますという施政方針を演説されました。そのため、この施策がどう展開されるのか具体的にある程度ここで詰めておかないと、ただ事務局案通りでつくった後、障害者計画に織り込みますと言う言葉の担保だけで本当にいいのかと不安に思います。

(事務局)

まずこの条例につきましては、この自立支援協議会でご議論いただき、それから意見交換会でご議論いただいたことを踏まえて作っています。本当に様々な意見があり、取りまとめるには大変苦労したところですが、例えば条例の名称で、「障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例」というタイトル自体が自立支援協議会での議論および、意見交換会で意見が出たところでもあります。差別の根源となっている理解啓発だけではなく、「共に学び」、「共に生きる」というところの部分を中心にしたいという意見が多かったものですから。条例のタイトル、それから前文につきましてこのような形で盛り込ませていただきました。小金井市らしさということを一言で言うことは大変難しいところですが、具体的に上がってきた意見を中心に取りまとめさせていただいたところです。

(司会)

今ご意見をいただいた委員さんが具体的に求める施策というのはどのようなものなのかをお聞かせいただければありがたいと思うのですが、いかがでしょうか？

(委員)

その前に事務局としては、条例案を作ったけれども、先のことはまだ考えてなくて、具体的な条例案が作られた以降に、想定されているような政策の具体化はあるのか、これから検討していくということなのかだけ確認させてください。

(事務局)

施策の具体化とは物理的な側面なのか、市民に対してどのような形で差別を解消してもらうかという側面かなど、さまざまな側面があると思います。前文の真ん中あたりに「このような状況において、市民 1 人 1 人が障がい理由とする差別を身近な問題として捉え、障害や障害のある人に対する理解を深めるとともに、障害のある人の性別、年齢及び障害の状態に応じた適切な配慮について学び、及び実践することは、障害を理由とする差別を解消し」等、すぐにすべてできるとは思いませんけれども、一步一步進めていきますということしか事務局としては、お答えできないところです。

(司会)

どのような具体化を入れていただきたいのか、もし何か対案的なものがあったら、お願いします。

(委員)

対案というか市民意見交換会の時にも私の案は出させていただきましたが、特に教育のところを入れていただくという形になります。仮に入れるとなると他市の例ですと教育についての合理的配慮をしていくということと、教育の質を上げていくということと、それから教職員に対して研修を徹底して差別をなくす取り組みをやっていきますよと、大体こういう 3 ヶ条を 1 条分にまとめたような形で入れるケースが多いです。また、精神障がいの方が不動産の取引ができず、住む場所がないということも多く聞きますので、不動産業者と一緒に周知活動をしていきますとか、具体的な条文の例で言いますと、障がい者が自ら選択した地域で生活を営むことができるよう、障がい者のための居住、障がい者の居住する場所の確保や居住の継続のために必要な支援を講じなければいけないという具体的な条例を定めるべきではないのかなと思います。

(事務局)

それについては事務局案では、第 7 条に合理的配慮として第 1 号から第 10 号までさまざまなケースを考えて織り込んでおります。具体的に細かく書くべきだという議論もありましたが、全体として包括的にとらえられるという形で載せさせていただきました。

この中の例えば第 7 号で教育を行うときのことや、第 4 号の不動産の取引を行うときと言う形で書かせていただいています。それから 6 ページ目です。前文における 3 段落目を受けまして、第 8 条の第 2 項としまして、「市長および教育委員会は児童および生徒の障害および障害者に対する理解を深めるための教育の重要性を認識し、その実施について相互に連携を図るものとする。」という

形で文言を入れさせていただいております。

(司会)

そのほかの方々も含めて、いかがでしょうか？

(委員)

条例案の策定お疲れ様でした。

いろいろと意見がたくさんある中でこれだけまとめるのは大変だったと思います。ただ、前回の前文には、障がい者の権利に関しての部分があったと思いますがなくなってしまったので、入れてほしいと思っております。5 ページ目の第 7 条の合理的配慮というところでまとめていただいておりますがこれはすっきりしすぎているなと思います。

この後この内容は、事例集じゃないですけど、もっと市民にわかりやすい、差別や合理的配慮ってこういうことだとわかるように伝えられる何かを作る予定であるのかどうかで違うと思います。

もう一つ、11 ページ目の市長が見直しをすることについて必要な措置を講ずるものとするというふうに書いてありますが、ここは具体的に何年で見直しをするっていう形にはできないのかなと思います。その方が何か必要があつてというのは市長が必要だと感じた場合というよりは具体的にこのぐらいの年を経過したらと見直そうという方がもっと能動的になると思います。

(事務局)

まず、前文の障害者権利条約は権利に関するところですが、権利そのものについて細かく規定するのではなくて、障がいのある人もない人も等しくというところや、基本理念の中でちりばめてあり、権利主体としての意識を持って作らせていただいたところですが、貴重な意見として受けとめさせていただきます。

それから続きまして第 7 条の具体的な話として、最後の付則とも絡む話ですけども、何故この表現を使うかという、障害者差別解消法ができた後に内閣府で基本方針を定めるに当たり、差別の具体的な話が変わったときに、技術の進展や社会情勢によって差別自体が変わっていく可能性があり、具体的な記述をすること自体が困難なため、そこも踏まえて考えていってくださいとありましたので、それになぞらえて入れさせていただいております。

また、具体的な合理的配慮事例や差別の事例についてのいわゆる周知啓発のパンフレットは想定しておりますが、委員がおっしゃるものと合致するかどうかは個別にお話させていただきたいところです。

見直しの区切りについては、事前に会長・副会長とご相談させていただいたときに、柔軟にやれるということであればこちらの表現でいくのはどうだろうかということ取りまとめさせていただきました。

(司会)

前文につきましては、私も意見がありましたように検討余地はあるのかなと思っております。貴重なご意見をいただいたのかなと思います。この条例案にかかわる理解啓発のためのリーフレットは絶対必要だろうと、事務局とも話をしておりました。それから、見直しの区切りですが、見直しはこの自立支援協議会でやっていくことで、常時、この見直しの議論はしていくべきことだと思います。協議会は、差別解消法にも関わっていますので、主体的に取り組むべき課題ではないかと考えております。時期については書かない方がむしろ柔軟性があると思っております。

(委員)

よくわかりました。事例の部分ですが、リーフレットというよりは実際にこれに携わっている例えば学校とか施設の方々にこういうものだよとわかるような具体例をと思っております。そこで補足をさせてください。

今会長がおっしゃった最後の部分、この自立支援協議会がこの条例を見直す、そういう書き方はできないでしょうか。市長から言われてやるのではなくて積極的にやるってような書き方ができるのであればその方がいいなと思っておりますが、いかがでしょうか？

(事務局)

自立支援協議会は、いわゆる協議会でございまして、審議会とか審査会みたいな形で何かを直接的に決める会議体ではなく、それとは別に市長は差別解消の施策を進めていかななくてはいけないものです。しかしながら差別解消に関する具体的な申し立て以降の取り組みにつきましては自立支援協議会に携わっていただく形をとっておりますので、実体としては差別解消に携わっていただくというふうに理解しているところです。

それから、自立支援協議会の役割としましては、福祉サービスの利用に係る相談支援事業者の中立公平性の確保に関することであったり、困難事例への対応に関する協議や調整という具体的な困難ケースの中に差別事案などが想定されることも十分踏まえておりますので、自立支援協議会で施策について、個別具体的な協議や調整について議論していただくものと想定しております。

(司会)

その範囲の中で見直し等については、十分に議論ができるのではないのかなと思います。

この委員会を抜きにして、そういう議論をすることは基本的にはないわけですから。

また実際にこの差別条例の検討につきましても、議論しているわけで、多分このようなレベルで議論を付託されていると思いますので、私は主体的に常に見直しというところは委員会業務かなというふうに思っています。3年に1度とかそういう形で設けなくてもよいのではないかと思っています。

(委員)

やはり、情勢の変化とかではなくて、この条例そのものは100%完璧とは言えない内容ですから、それを見直す意味でも必ずある年に見直しをする、他の地域の条例を見ても3年をめぐりに入れているところもあります。3年と入れておけば、見直した内容を振り返ることが出来るので、私は3年としたいと思います。

(司会)

ご意見として、承りました。そのほかいかがでしょうか？

(委員)

昨年の12月3日のシンポジウムに参加して、障がい者の意見を聞いて意見を出しました。

情報伝達という項目を入れてください。5ページですけれども、こちらを見ますと、意思伝達、字幕、手話通訳等。これはあくまでも、障がい者から、コミュニケーション手段を選択するということを書いてあると思います。意思疎通ということを選択したけれども、本人が望むべきコミュニケーションの保障に対して合理的配慮をするという意味だと思うのです。それとは別に、情報保障。たとえば、障がい者が自ら申し込まなくても、デパートとかいろいろなところで情報保障を行う。自分からではなく、市民の皆さんの方から、障がいに合わせてではなくて情報保障をするということが市民の誰もがわかる。そこら辺のところが含まれていないのではないかと思います。

(司会)

意思疎通をはかるときに例えばそれは確かに当事者の方からも発信ということも含めてですが、不特定多数の者に情報提供する時というのは、行政に当事者が来た場合、或いは当事者がいると想定しながら準備していただくことも含

まれているのかなと思います。

(委員)

二番目にそれは含まれていると考えてよろしいですね。ちょっとそのとり方が自分から申し込むだけというような意味合いにとれると思いますが、申し込まれたから情報を提供しましょうという風にならないか、ちょっと気になっています。

(司会)

そういうことではなく両者の問題なので、文章は再度もう少し検討していただけたと思います。

(委員)

項目が分かれていてもいいのではないかと思います。

(事務局)

委員の方から、望ましい文案というものを出していただければ、クリアに書けると思います。

(委員)

わかりました、私の方から文案をだしたいと思います。

逆に言えばやっぱり項目をふやしていただいた方がいいと思います。そのところにもう一つ項目を増やしていただければと思いますが。

(司会)

2 情報をその疎通を図るとき、3 不特定多数の者に情報提供するときという感じでしょうか？

(委員)

そうあった方がいいのでは思います。そういう文書が出ているのであれば、やっぱりそこは分けた方がすっきりするんじゃないかなと思います。

(司会)

このあたりはもっと検討するべき、貴重なご意見ではないかと思います。その他いかがでしょうか。

事務局に確認ですが、この案で合意が得られたら、いつごろパブコメを行う

予定ですか？今後のスケジュールについてお願いします。

(事務局)

去年の今ごろの時期に出させていただいたスケジュールでは夏にパブリックコメントを行って9月議会に議案上程させていただきたいと思っておりました。今日いただいたご意見を踏まえて、事務局でということでしたら9月議会を目指し、その先の時期も含めてというふうにお答えいたします。

(司会)

その後ってというのは12月ですね。

今日初めて事務局案が出されましたのでここで即承認というのは、厳しいかと思しますので、あらかじめこういう内容でということ合意をいただいて、月末までの期間をとり、さまざまな微調整を含めて、意見をいただくような手続をとることは、可能なかと思いますが、いかがでしょうか。

(事務局)

3月の自立支援協議会で事務局および会長・副会長の案を出させていただくということで、本日出させていただきました。初めて目にする方もいらっしゃるので、ご意見を踏まえて事務局でということでしたら、事務局に5月末までにご意見いただくということでよろしければ、やらせていただきたいと思います。

(司会)

10日間ほど時間を設定して、読んでいただきながら、意見があれば字句修正や追加も含めて、この案を承認した上で、一歩進めて、パブコメの話をしていきたいというふうに考えています。

(委員)

合理的配慮のいろいろ項目がありますが、シンプルにまとまりすぎていて、一般の人が見てわかりづらいんじゃないかなと思います。これをもっと細かくすることができませんか。例えば具体的な例を入れて。

(司会)

それはさんざん議論しました。逆に限定してしまうので難しいです。一見曖昧に見えますが、かなり包括的な文章になっています、相当知恵を出して考えていただいた判断だというふうに思います。

(委員)

差別解消条例は他の市でもやっていますが、もうちょっと細かく書いてあるような気がしましたが。

(司会)

それは各市の考え方ですね。時期的にも早く作られていますので。私たちはその後の進展を踏まえながら考えています。なるべく、広範囲に合理的配慮を行うため、抽象的ですが包括的な文言を選択いたしました。

では、資料の 6 およびその修正案の資料 7 ですが、この両方を事務局案というふうにして、さらにパブコメ案にしていくためにお認めいただき、5 月末までにご意見いただいたものを踏まえて提出する形で事務局がまとめていきたいと思っておりますが、そのような進め方でよろしいでしょうか。

(委員)

5 月の末までに意見がある場合にそれを反映した後の条例案はどういった形で私たちは見ることができるのか。またそこに意見を言いたくなった場合にどういうふうにするかを確認したいのですが。

(司会)

パブリックコメントはいつまでに出すのかというスケジュール案に関係しますが、予定を教えてください。

(事務局)

予定については、文章の記述がきれいにはなっておりませんのでこれから法務部門での精査にかけますため、なるべく早くとしかお答えできません。実務的な話として、例えば 9 月議会であれば、夏にパブリックコメント、12 月議会であれば、秋にパブリックコメントということが想定されます。

(委員)

私としては、今回いただいた案を持ち帰ってそれぞれで考えて、次にもう 1 回こう言った形で議論する時間があるかどうかということなのですが。

(事務局)

どちらかといいますと、ないという方向でお考えいただきたいと思います。1 回取りまとめて先に進まないといつまでも修正案ができないという状態になってしまうのでご理解いただきたく思います。

(司会)

私もわからないところですが、法務的に見るとこれは条例の文章としては相当に記述がきれいではないそうです。そんなに時間はないと思いますが、月末までに、意見を出していただいて、事務局と会長・副会長で作った後に一度、皆様方にどのようにお示しするかということを考えています。

大きなどんでん返しだとか、そこで再度議論するって事ではなくて9月ないしは12月議会までには絶対に間に合わせたいと思っていますので、事務局に任せていただけないかなと思っています。委員の皆様方いかがでしょう。

(委員)

例えばパンフレットとかに現場から見ると市民にしてもらいたいとか事業所にしてもらいたいという具体例があって、この条例ができた後にパンフレットを作っていく話があったんですが、そちらを作る際に検討させてもらうとかご意見言わせてもらうとか、そういう機会があると具体的にになっていく気がしますが、いかがでしょうか。

(司会)

そのことにつきましても、事務局と議論しましたが、自前で作りたいという意見もありましたが、時間的なものやリソースの関係で、とにかくこの類のリーフレットはものすごい数がたくさん出ているので、事務局先行で小金井市に合うような形で、協議会と共同でやっていけば、ゼロスタートでやっていくことはないのかなと思っています。いずれしてもリーフレットは、この自立支援協議会と事務局とで作っていくということについては、了解済みの事項だと思っています。

先ほどに戻りますが、月末までの意見の集約で、修正等の集約期間を設けたあと、それをもとにしてパブコメ案をつくっていく予定でおりますが、案ができたところで当然こういう内容ができましたとお示しはしますが、そこで再度議論をする、要は6月ないし7月の全体会で議論するという形でいきますと、法務部門との詰めもうまくできなくなってしまうと思いますので、さきほどのタイムスケジュールでいきたいと思いますが、いかがでしょうか？

(委員)

私としては本当はもうちょっと議論をしたいところもありますが、2つお願いがあります。まずは先ほど言った合理的配慮の部分でもっと詳しいものを作るということ。もう一つ、こちらは確認ですが、矢野先生の案ので、差別の禁止

について 6 条の 3 項で、虐待の防止法との兼ね合いでどうなるかわからないという形で書かれています。ここは、実際には入った形を一応この自立支援協議会等案としてするのでしょうか？

(司会)

趣旨としては修正案も含めて 2 つ案が出ています。今おっしゃったところも含めて、入れ込む形で協議できないかというところ。この資料の 6 だけではなく 7 も含めてたたき台を作り、パブコメ案のたたき台にしていきます。

(委員)

私の意見として、虐待に関しては必ず入れて欲しいです。

(委員)

この条例に関しては、制度の説明会等いろいろやりました。一応これで打ち切って案としていくこと。パブリックコメントができるようにしていくこと。次は、やはりこの条例は 100%完全じゃないので 3 年後には必ず見直すと、条文にそれを書いて進めていってほしいと思っています。

(司会)

また新しい意見が出ましたが、またその意見についても、意見として提出していただければと思います。

(委員)

7 条を細かくという話もあったんですけども、確認をさせてください。

この 7 条の合理的配慮は、これは法律で合理的配慮をしなければならないという規定があるので、別にこの 7 条がこの条例になくても結果は同じという認識でよろしいでしょうか？であれば議論が整理できるかなと思います。ここをいじっても余り私は建設的な意見にはならないのかなと思っています。

(司会)

私も同じような意見を持っています。差別解消法が実施されても実際に差別がたくさんあり、問題解決にならないというところは、やはり具体的な事例を地域の中で広げていく取り組みが本当に必要なわけであって、解決していくような、そういった具体的なアクションが必要だと考えています。ただ、一定の内容を書いておかないと条例が意味するところが見えなくなりますので、小金井市の立場をもう 1 度出すって意味で、具体化した内容として書いてあると考

えています。

それでは、先ほどのような提案で進めていきたいと思いますので、多分ご意見等もあると思いますのでぜひ自立生活支援課の方までお寄せください。6月の議論を経て、条文精査後、パブコメ（案）をつくる予定でおります。本当にありがとうございました。

3 今年度の本会・各部会の主な課題について（事務局）

今年度、来年の3月までの本会。いわゆる全体会本会含めての開催ですが、本会の主な課題につきましては計画づくりの協議となります。障害者総合支援法第88条第6項には市町村は、自立支援協議会を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ自立支援協議会の意見を聞くよう努めなければならないと、努力義務として定められています。

従いまして、事務局としては、自立支援協議会に主に本会において、計画について携わっていただくというふうに考えております。

(1) 障害者福祉計画の過去の資料（資料10）

いわゆる言葉の計画ですが次回の6月の自立支援協議会で特に生活支援部会において、障害者計画について協議をお願いしたいと思いますので、この資料10番の特に101ページ目から149ページ目までをお読みいただきましてからご協議をお願いします。

(2) 障害福祉計画の過去の資料（資料11）

いわゆる数値の計画です。

(3) 次期障害福祉計画の国資料（資料12）

国が考えている、今回の障害福祉計画の資料です。

資料11、12ともに数字の計画としての資料という形になります。

(4) 次期障害者計画・障害福祉計画のアンケートまとめ資料（資料13）

3月の合同部会でも示させていただきました、市が今回の福祉計画作成に当たって、行ったアンケートのまとめです。

(5) 矢野委員提案資料「アンケート調査報告書からの考察」（資料14）

資料14が、資料13についての矢野委員からの考察資料です。

事務局からは以上となります。

よろしければ、資料 14 について委員からお願いいたします。

(委員)

小金井市がこの間、保健福祉総合計画ということでアンケートした報告書が冊子になって、まずそれで皆さんところには自立支援協議会にかかわる部分だけが抜き刷りされてお配りされていますが、全部を一通り読まさせていただきました。

アンケート調査では、項目が重複している部分があるのでそこも含めて総合的にみていく必要があると思っています。総合的なところでいくとやはり住環境で障がい者の暮らしをどう捉えたら良いかということで、家族構成というところまで注目をしたところでした。一人暮らしというものが 20%前後になっています。65 歳以上の高齢者の分野では 30%近くになっているという状況になっています。

ただ、夫婦 2 人暮らしとか二世帯、三世帯というのが、小金井市は結構高い比率になっているっていうのも事実かなというのが、見てとれます。

それぞれの分野でも大体 40%から 50%が二世帯、三世帯で、小金井市民の全体像としては代々この土地に住んでらっしゃる方が多い地域なのかなと思っています。

住宅状況ですが、持ち家が 70%から 80%となっていて、小金井市民の大多数の方が自分の家に住んでいて、賃貸住宅に住んでいるのは 20%から 30%で若い世代が賃貸で、大学も多いので学生も多いのかなと見ているところです。

こういう家族構成や住環境の中で、近所づきあいの問題と「だれもが安心して暮らせるまち」というところで、近所付き合いと満足度に着目しましたが、近所付き合いがあって満足しているのと、近所付き合いがなくて満足しているという部分で相反する数値が出てくるので、そこをどう読んでいくかが重要かなと思います。地域とのかかわりというのを探っていくときに、考えていかななくてはいけないことかと思っています。これは小金井市の差別解消条例のパンフレットを作り、周知して行くところにおいても考えなくてはならない部分です。

暮らし良いまちづくりにするためにどうしたらいいかというところでは、相談体制を充実させて欲しいというのは、障がい者の分野とか高齢者の分野で結構ありました。

それから、差別偏見をなくすためにはどうしたらいいですかというのは、それぞれの分野でも福祉教育や広報活動がもっと充実する方がいいだろうと。教育に関する意見が随分ありましたので、これは教育委員会も含めて、検討して

いただくことになるのではと思っています。障害理解は高齢者の問題も含めて、どういふふうに支えていく地域をつくっていくかというところでは学校教育の中でそういう取り組みが必要になっていると思います。

福祉計画の数値目標についてはこの前の第4期の自立支援協議会の中で数値について計画は出していますし、国からも、数値目標を出すにあたっての考え方が提示されていますが、自治体間格差が広がってきているので、他市にはあるけど小金井市にないとか、逆に小金井市にはあっても他市にないとか、そういうばらつきがあって、サービスの給付の時間が設定されていても、現実を受けられないという実態があったりするので、小金井市の施策として、本当にその考え方の数値目標だけで数値を掲げるだけでいいのか、そこら辺をどのようにしていくのかというのは単に数値目標じゃなくて、施策としてどういう計画を考えていくかというのは検討しなくてはいけない課題なのかなと思います。

また、拠点となる支援機関や施設等が高齢者の場合、4地域になっていますけれども、そのような形で障がい者の問題を見ていき、南西部には障がい者の施設とかそういう相談支援の部分が身近にはなく、アンケート調査中でも身近な場所に相談する場所が欲しいというのが結構あるので、包括支援センターでは無いですが障がい者のケアができるような場所がバランスよく配置ができるような方針が作れるのかっていうところが一つのキーポイントなのかなと思いますので、アンケートを読み取る時や、この計画を見直すときに一緒に考えていただければと思います。

障害者計画の中では各市の中で取り組む課題が幾つか具体的に書いてあって、障がい者のところは、評価があって達成とか継続とか未達成とかがあって、今後どうするかっていう継続とかそういうふうな形で書いてあるのですが、具体的に内容を検証できるような、仕組みがないので今度委員会で検証するときはそういうデータが市の方から提示していただけると議論ができるのかと思っています。

(事務局)

では今までは主に本会を中心とした話をいただきました。次に各部会について検討課題の予定を述べさせていただきます。

(1) 相談支援部会

地域生活支援拠点についての議論

(2) 生涯発達部会

当事者の話中心にした課題についての議論

(3) 生活支援部会

障害者計画・障害福祉計画について検討する

実際には部会長にお願いすることとなりますが、本会や部会での本年度の課題としていることは以上です。

(司会)

今年度全体の課題と、今年度各部会の課題につきまして紹介がありました。

主には障害者計画・障害福祉計画をつくっていく協議会の場で、本来の大きな課題ですが、それについて出されましたが、ご意見等ございましたらお願いいたします。

(委員)

意見ではなくて質問です。上の方に書いてありますけれども、地域生活支援拠点はどちらかを選ばなければならないということですよ？

(事務局)

ご指摘いただいたのは資料9番ということでよろしいでしょうか？

具体的な議論は相談支援部会でしていただくことになるかと思いますが、お見込みのとおり、面的整備型と多機能拠点型という形での2類型が示されております。

どちらかで整備をするべきと言う解釈でもいいですし、それを組み合わせるべく、いくやり方がいいのかどうか含めて、相談支援部会で先ほど講師の方を招いたりとか、他の事例を聞いてみたりと言ったところで議論していただきたいと思っております。

(司会)

それ以外いかがでしょうか。

(委員)

議論の進め方で提案しますが、資料の10の中で障がい児の保育は教育関係、ページの番号でいうと111ページ、112ページは雇用とか就労の促進。113ページは、居宅サービスの部分、あとは115ページと権利擁護の話があります。

これをすべて生活支援部会で検討というのはいささか無理でして、各部会の中でそれぞれ支援事業者の方がいらっしゃるのでもちろの方で検討しつつ、ど

こにも属さないところは生活支援部会でやる等をしないと非常に浅い議論しかできないというのは危惧を感じております。その点ハンドリングをお願いしたいと思います。

(司会)

全体取りまとめといいますか、条例のときもそうでしたけども、全体の計画は、生活支援部会であると思います。ただ、例えばその部会の保育とか教育とか就労もかかってくるので、というふうにして各部会で関連するところを思案し深めながら、全体会で共有していくという形になっている。委員のおっしゃる方向でいいかと思っています。その他いかがでしょうか？

(委員)

これを進めるに当たって市の方をお願いなんですけども。アンケート調査の具体的な記述回答欄がありますよね。これを調査結果のところでは代表的な項目だけしか記述欄がないので、できれば生活支援部会の方にはデータで全記述を提供していただけるとありがたいなと思っているところです。お願いできますでしょうか？

(事務局)

3月の合同部会でも少しお話させていただきましたが、可能な限り出させていただきますというところでもよろしく願いいたします。

(司会)

よろしいですか。それでは最後になりますが、次回以降の開催日について事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

資料15番をごらんください。来年の3月までの年間の予定を会長・副会長とご相談して決めさせていただきました。次回は6月16日になっております。

場所については確保でき次第別途お知らせさせていただきますので、よろしく願いいたします。

(司会)

ありがとうございます。それでは、今日は、大変な議論もしていただきましたが、第5回、地域自立支援協議会の全体会を閉会します。